

掛川市告示第106号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成28年8月29日

掛川市長 松 井 三 郎

第4条に次の1号を加える。

(17) 社会福祉法人ひかりの園

別表第1に次のように加える。

工房ゆう	浜松市西区大人見町3419番地の5
------	-------------------

附 則

この告示は、公示の日から施行する。